

議案第 5 号

東広島市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

東広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

教育委員会の会議の傍聴に関する規定を整備するため、この議案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 東広島市教育委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者に対し、傍聴券を交付する。
- (2) 傍聴券の交付は、定員の範囲内で受付順に行う。
- (3) 定員は、会場の規模等を勘案して、会議の都度、教育長が定める。
- (4) (1)～(3)までにかかわらず、報道関係者で傍聴証の交付を受けたものは、当該傍聴証を係員に提示して会議を傍聴することができる。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に

属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第16条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会傍聴人規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の会議」の右に「（以下「会議」という。）」を加え、「教育長の許可」を「傍聴券の交付」に改め、同条第2項中「傍聴の許可」を「傍聴券」に、「先着順に行う」を「定員の範囲内で、受付順に交付する」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「傍聴しようとする」を「傍聴証の交付を受けた」に、「教育長の許可を受けて」を「当該傍聴証を係員に提示して会議を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 傍聴人の定員は、会場の規模等を勘案して、教育長が定める。

第4条中「傍聴席が満員となったとき、その他」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条中「第6条」を「前条」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えて退席するときは、傍聴券を返還しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

